

資料提供



令和6年5月27日

| | |
|-----|---------------|
| 担当課 | 地域安全課 |
| 担当者 | 志賀 |
| 電話 | (073)435-1005 |
| 内線 | 5104 |

災害時における物資供給に関する協定の締結について

本市では、大規模災害発生時における、避難所等の良好な生活環境の確保、被災者に対するきめ細かな支援体制の充実に取り組んでいるところです。

のことから、この度、大東建託株式会社和歌山支店と災害時における物資供給に関する協定を締結しますのでお知らせします。

1 協定者

大東建託株式会社 和歌山支店

2 協定概要

和歌山市内において、災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本市の要請に基づき、大東建託株式会社和歌山支店が独自に備蓄している物資が無償で貸与（生活用水ろ過装置等）・供給（保存食料、保存水、生活用品等）されます。

3 協定締結式

（1）日 時 令和6年5月29日（水）10時00分

（2）場 所 和歌山市役所本庁舎7階 記者会見室

（3）出席者

・大東建託株式会社
和歌山支店 支店長 中澤 なかざわ 俊夫 としお 様

・和歌山市
和歌山市長

（4）その他

締結式の中で、「災害協定締結事業所認定プレート」を手交します。

「認定プレート」とは

- ・災害協定締結した事業者（35企業）には、「防災とボランティアの日」である令和6年1月15日から職員が訪問し、手交しています。
- ・「食料品等の供給」、「生活物資等の供給」、「施設の利用」の3種類があります。

※事業者からの各種支援につきましては、大規模災害時に和歌山市の要請により提供されるものです。

